②

ＨＲ掲示

令和３年度岐阜県高等学校奨学金の奨学生募集案内について

校内締め切り　4月 19日　問合せ先　職員室　森、宮崎(文)　対象　全学年

令和3年度岐阜県高等学校奨学金募集要項

令和３年度の岐阜県高等学校奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】
令和３年４月１日（木）～令和３年５月１０日（月）

※申請の提出期限は、在学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。
※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】
在学校の奨学金担当

【申込資格】
次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

①岐阜県内に住所を有する者の子弟
　又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
②経済的理由により修学が困難であること（収入基準は5ページ参照）。
③次のいずれかの学校に在学していること。
　ア　高等学校（専攻科及び別科を除く。）
　イ　中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
　ウ　高等専門学校（専攻科を除く）

【申請手続】
申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。

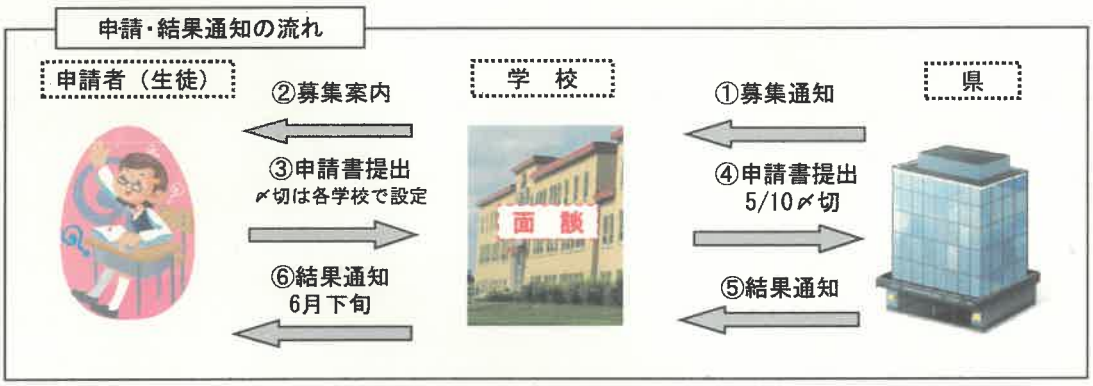

【採用の通知】
審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて**６月下旬頃**にお知らせします。

【制度の概要】
１　奨学金の貸与月額

区　分	自宅通学	下宿費用又は通学費用加算（※）5,000円加算	下宿費用又は通学費用加算（※）10,000円加算
公立高等学校等	１８，０００円	２３，０００円	２８，０００円
高等専門学校	１８，０００円（自宅・自宅外区分なし）		

公立学校等の生徒で、下宿費用または通学費用に充てるため必要と認められる場合は、５，０００円または１０，０００円を加算して申請することができます。

※　下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
※　通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（３，６ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って１月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

＜通学費の計算例＞　電車とバスを利用している場合
①通学定期（電車）3ヶ月　15,000円　1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月＝5,000円
②通学定期（バス）6ヶ月　30,000円　1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月＝5,000円
合計　10,000円≧8,000円　→通学費高額負担者の区分での申請が可能

2　併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

・岐阜県選奨生奨学金
・岐阜県子育て支援奨学金
・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3　奨学金の貸与方法

初年度は、７月（４月～９月分）、１０月（１０～１２月分）、１月（１～３月分）の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

２年目以降は、５月（４～６月分）、７月（７～９月分）、１０月（１０～１２月分）、１月（１月～３月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4　奨学金の返還

貸与終了後、約半年の据置期間をおいて１０年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は６月と１２月の年２回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いでも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**<u>各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します</u>**。

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。
※2 口座から自動引落しできる金融機関は指定されています。

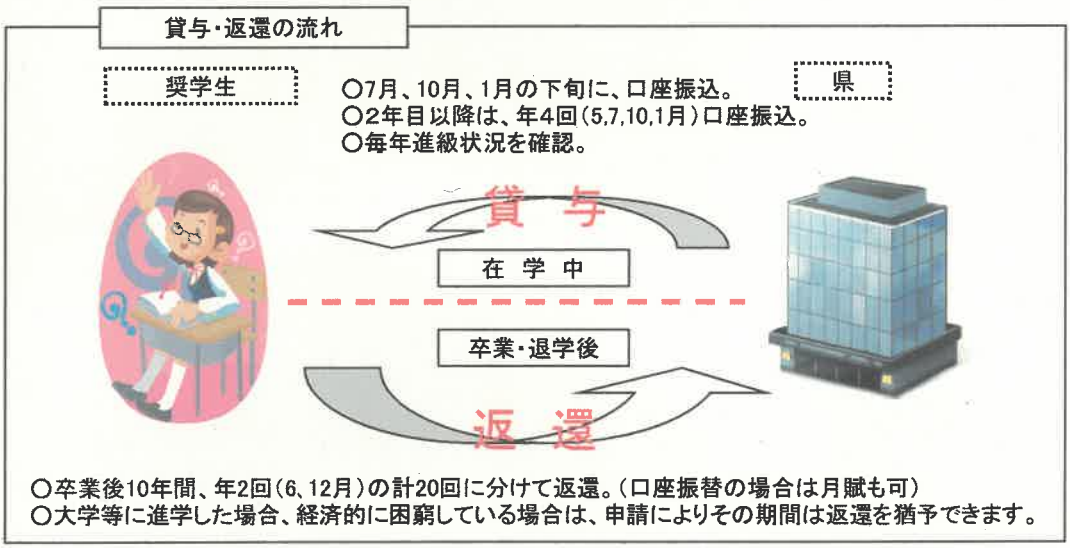

貸与額と１０年半年賦方式で返還する場合の１回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額　18，000円　の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円
2年間	432,000円	21,600円
3年間	648,000円	32,400円

②貸与月額　23，000円　の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	276,000円	13,800円
2年間	552,000円	27,600円
3年間	828,000円	41,400円

③貸与月額　28，000円　の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円
2年間	672,000円	33,600円
3年間	1,008,000円	50,400円

○滞納者に対する処置

(1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。

(2)滞納者には対しては、県が委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。

(3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。

(4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5　個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。

○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	岐阜県高等学校奨学金貸与申請書	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者が1人の場合は1名記載すること。	
		イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。	
		ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。	
		エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の４月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。	
		オ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的・詳細に記入すること。	
		カ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者全員について記入すること。ただし、就学者については別居している場合も記入すること。	
	(加算希望者のみ) 下宿費用・通学費用加算確認書	ア　下宿費用加算に該当する者は、「下宿費用加算」欄に下宿先の住所・アパート名等を記入すること。	学校で確認必要
		イ　通学費用加算を希望する者は、「通学費用加算」欄に１か月あたりの通学費、通学方法等を記入し、通学費を負担していることが確認できる証明書等（定期券のコピー等）を貼り付けること。	
		ウ　下宿費用加算または通学費費用加算の希望の貸与月額 ２３，０００円または２８，０００円を選択すること。	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。
また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。
滞納した場合、連帯保証人は本人と同様の責任を負うことになります。

②	住民票（本籍地省略可）	1 世帯全員の住民票を提出してください。 2 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
③	経済状況等を証明するもの	下表のとおり	【区分3の場合】 令和元年中の所得の証明を全て提出してください。就学者以外の世帯全員の証明が必要です。
④	岐阜県高等学校奨学金貸付金口座振込依頼書	ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。 イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらうか、預金通帳の写し（名義・口座番号が確認できるもの）を提出してください。	
⑤	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校で作成
⑥	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。 申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が面談後に記入

区　分	証　明　書　等	発 行 窓 口
1 生活保護世帯	生活保護受給証明書（令和3年4月1日以降の証明）	県・市 福祉事務所
2 市町村民税が課税されていない世帯 （世帯の全員が非課税）	市町村民税の令和2年度(令和元年分)所得課税証明書又は非課税証明書 （世帯の全員が非課税であることが確認できるものを提出してください）	市町村役場
3 令和元年中の総収入が生活保護世帯の1．5倍相当以下の世帯	ア 給与所得者 給与所得（令和元年）の源泉徴収票の写し	勤務先等
	イ 年金（恩給）受給者 年金（恩給）の改定通知書、支給通知書等の写し	市町村役場 各年金所管団体等 日本年金機構
	ウ 事業・配当・不動産及び雑所得のある者 令和2年度(令和元年分)所得課税証明書	市町村役場

※ 上記書類がない場合には、市町村長が発行する令和2年度（令和元年分）の所得課税証明書を提出してください。

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会　教育財務課　管理経理係
TEL 058-272-1111（内線）3558、3559
〒500-8570　岐阜市薮田南2-1-1

○　収　入　基　準　（例）

岐阜県高等学校奨学金は、経済的理由により修学が困難であることを貸付の条件にしています。
具体的には、以下の場合に貸付を決定（採用）します。

① 生活保護世帯である場合
② 世帯の全員が市町村民税を課されていない（非課税）場合
③ 世帯の総収入が、生活保護世帯の１．５倍相当以下である場合

このうち、③「世帯の総収入が、生活保護世帯の１．５倍相当以下である場合」であるか否かについては、世帯員の人数、年齢、居住地及び住宅の状況等から算出しますので、**世帯により大きく異なる**ため、一概には言えませんが、目安として、収入基準額の算定例を下に示しておきます。

【例１】　３人世帯　世帯収入約４４０万円程度以下

世帯の状況：母（４０歳）、本人（１５歳）、妹（１４歳）	
居　住　地：各務原市	※　母子家庭、高校生１人、中学生１人
住　　宅：賃貸	

【例２】　３人世帯　世帯収入約３３０万円程度以下

世帯の状況：母（４５歳）、姉（１７歳）、本人（１５歳）	
居　住　地：山県市	※　母子家庭、高校生２人
住　　宅：持家	

【例３】　４人世帯　世帯収入約３３０万円程度以下

世帯の状況：父（４５歳）、母（４５歳）、兄（１８歳）、本人（１５歳）	
居　住　地：羽島市	※　両親、高校生１人
住　　宅：持家	

【例４】　４人世帯　世帯収入約４６０万円程度以下

世帯の状況：母（４５歳）、姉（１７歳）、本人（１５歳）、弟（１０歳）	
居　住　地：岐阜市	※　母子家庭、高校生２人、小学生１人
住　　宅：持家	

※上記の例は、平成25年4月1日現在の生活保護基準をもとに算定したものです。